



平成20年3月7日

一般貨物自動車運送事業者に対する事業停止処分

処分に関する 自動車運送事業安全監理室
問い合わせ先 担当 中田、甲斐
電話 092-472-2529

平成19年9月19日、本社営業所の所属運転手が酒気を帯びた状態で運転し、死亡事故を引き起こしたとして、福岡県公安委員会から道路交通法第108条の34の規定に基づく通知があったため監査を実施したところ、認可を受けずに営業所の位置を変更していた等の違反が判明したため、下記のとおり、貨物自動車運送事業法（以下「法」という）第33条の規定に基づき、本社営業所の事業停止処分3日間及び輸送施設（事業用自動車）の使用停止を延べ220日間行なうことの命令書を発出しましたのでお知らせします。

記

1. 行政処分又は命令の年月日
平成20年3月7日
2. 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置
 - ・事業者の名称 : 有限会社 立石運送
 - ・主たる事務所の位置 : 福岡県大宰府市水城1丁目24番25号
3. 当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置
 - ・営業所の名称 : 本社営業所
 - ・営業所の位置 : 福岡県大宰府市水城1丁目24番25号
4. 行政処分又は命令の内容等
 - (1) 行政処分の内容
本社営業所の事業停止3日間及び輸送施設（事業用自動車）の使用停止220日車
(注) 日車 = 停止日数 × 停止車両数
 - (2) 処分期間
事業停止 : 平成20年3月11日から平成20年3月13日まで（3日間）
使用停止 : 平成20年3月14日から平成20年5月25日まで（2両）
平成20年3月14日から平成20年5月26日まで（1両）

5. 違反行為及び違反条項

- ① 認可を受けずに営業所の位置を変更していた。
(法第9条第1項)(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第2号)
- ② 認可を受けずに自動車車庫の位置及び収容能力を変更していた。
(法第9条第1項)(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)
- ③ 認可を受けずに休憩又は睡眠施設の位置及び収容能力を変更していた。
(法第9条第1項)(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)
- ④ 乗務員の健康状態を把握していなかった。
(法第17条第1項)(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第5項)
- ⑤ 点呼の実施が不適切であった。
(法第17条第3項)(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)
- ⑥ 点呼の記録が不適切であった。
(法第17条第3項)(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第4項)
- ⑦ 点呼の記録の記載事項に不備があった。
(法第17条第3項)(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第4項)
- ⑧ 点呼の記録を保存していなかった。
(法第17条第3項)(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第4項)
- ⑨ 乗務等の記録の記載事項に不備があった。
(法第17条第3項)(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)
- ⑩ 運転者台帳の記載事項等に不備があった。
(法第17条第3項)(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の4)
- ⑪ 乗務員に対する指導監督が適切に行われていない。
(法第17条第3項)(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)

本件は、①～⑪の違反の他に、所属運転手が酒気を帯びた状態で運転し、重大な事故を引き起こしたとして、福岡県公安委員会から道路交通法第108条の34の規定に基づく通知があり、事業者には指導及び監督の義務があるにもかかわらず、当該違反行為の指導及び監督を明らかに実施していないため、事業停止3日間の処分を加算。

6. 監査実施の端緒

道路交通法第108条の34の規定に基づく福岡県公安委員会からの通知
(運送業務中の酒気帯び運転を伴う交通死亡事故)

7. 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び管轄区域に係る累積点数(累積点:10日車を1点とし端数は切り上げる)

この行政処分により当該営業所に付された違反点数は22点で、九州運輸局管内における累積違反点数は22点です。